

日高川町で起業しませんか？

日高川町商工業全力応援事業補助金制度をご活用ください。

日高川町では、町内産業の振興、雇用の促進及び定住促進に寄与するため、予算の範囲内において新規創業者を対象に、その費用の一部を補助します。

起業応援事業補助金制度

最高50万円!!

◎申請できる方

- ・町内に事業所等を設置しようとしている者
 - ・町税等の滞納がない者
 - ・個人にあっては、申請時点において本町の住民基本台帳に記録されている者
 - ・法人にあっては、本店所在地を本町とした法人の設立を行い、その代表者が申請時点において本町の住民基本台帳に記録されている者
 - ・特定創業支援等事業の受講証明書の発行を受けた者
 - ・日高川町商工会が適切な事業計画を有していると認めた者
 - ・交付決定後、交付決定年度内に創業する者
 - ・創業後3年以上、日高川町内で事業を継続する事が見込まれる者
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは、暴力団員と密接に関係を有する団体でない者。
 - ・中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種（農業、林業、漁業、金融・保険業以外の業種）に属する事業を行う者であること。ただし、製炭業は除く。
- ※上記にかかわらず、いずれかに該当する場合は補助対象者から除きます
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業を営む者
 - ・政治資金規程法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当する者又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当する者
 - ・その他町長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者

◎補助対象となる経費と補助金額

補助金額 上限50万円（対象経費の2分の1以内）

- ・設備費・広告宣伝費・店舗等購入費・店舗等借入費
- ・創業に必要な官公庁への申請書類作成等にかかる経費・その他経費

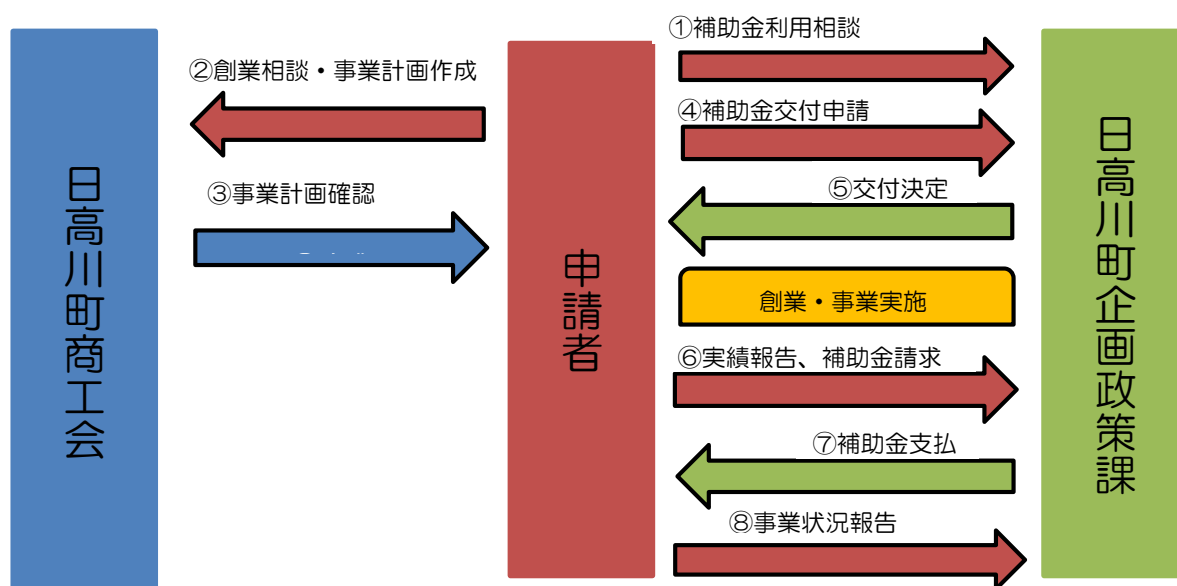


◎申請受付期間

令和7年8月1日から令和8年1月31日まで

※裏面もご確認ください

申請から事業状況報告までの流れ



補助金の返還

○下記のいずれかに該当する場合は、補助金の全額を返還していただきます。

- ①虚偽の申請やその他の不正な手段で補助金の交付を受けた場合
- ②勝手に財産を処分したとき
- ③起業した事業を6ヵ月以上休業又は廃業したとき
- ④交付決定後3年以内に事業所を町外へ移転するとき
- ⑤交付決定後3年以内に補助対象者が町内に居住しなくなったとき
- ⑥その他町長が事業の運営及び経理について不適当と認めたとき

※詳しくはホームページ、要綱をご確認ください。

日高川町ホームページはこちら→



【申請書提出・お問合せ先】

日高川町役場 企画政策課

〒649-1324 和歌山県日高郡日高川町大字土生 160 番地

TEL 0738-22-2041

E-mail teijyu@town.hidakagawa.lg.jp

FAX 0738-22-1767

HP <http://www.town.hidakagawa.lg.jp/>